

新たな医療分野の研究開発体制の全体像

健康・医療戦略推進本部

- 医療分野研究開発推進計画を策定
- 医療分野の研究開発の司令塔として総合的な予算要求配分調整を実施
- 調整費の用途を戦略的・重点的な予算配分を行う観点から決定

医療分野研究開発推進計画等を踏まえて課題を採択

研究者・研究機関に配分される研究費及び当該研究に係るファンディング機能を日本医療研究開発機構に集約し、管理
※ 研究開発の基盤整備に係る予算についても新独法へ集約

総合的な予算要求配分調整

◎研究者の発意による
ボトムアップの基礎研究
科学研究費助成事業(※)

◎国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究

- ・ 日本医療研究開発機構に約1,200億円を集約化。この他、調整費(500億円)のうち175億円を活用
- ・ PD、POによるマネジメント

◎インハウス研究
国の研究機関

※ 科学研究費助成事業全体の配分額は約2,100億円

研究開発に係る基盤整備

個別の研究費のファンディング

各研究機関への財源措置

発掘したシーズをシームレスに移行

臨床研究
中核病院等

※ 大学、研究所等及び研究者

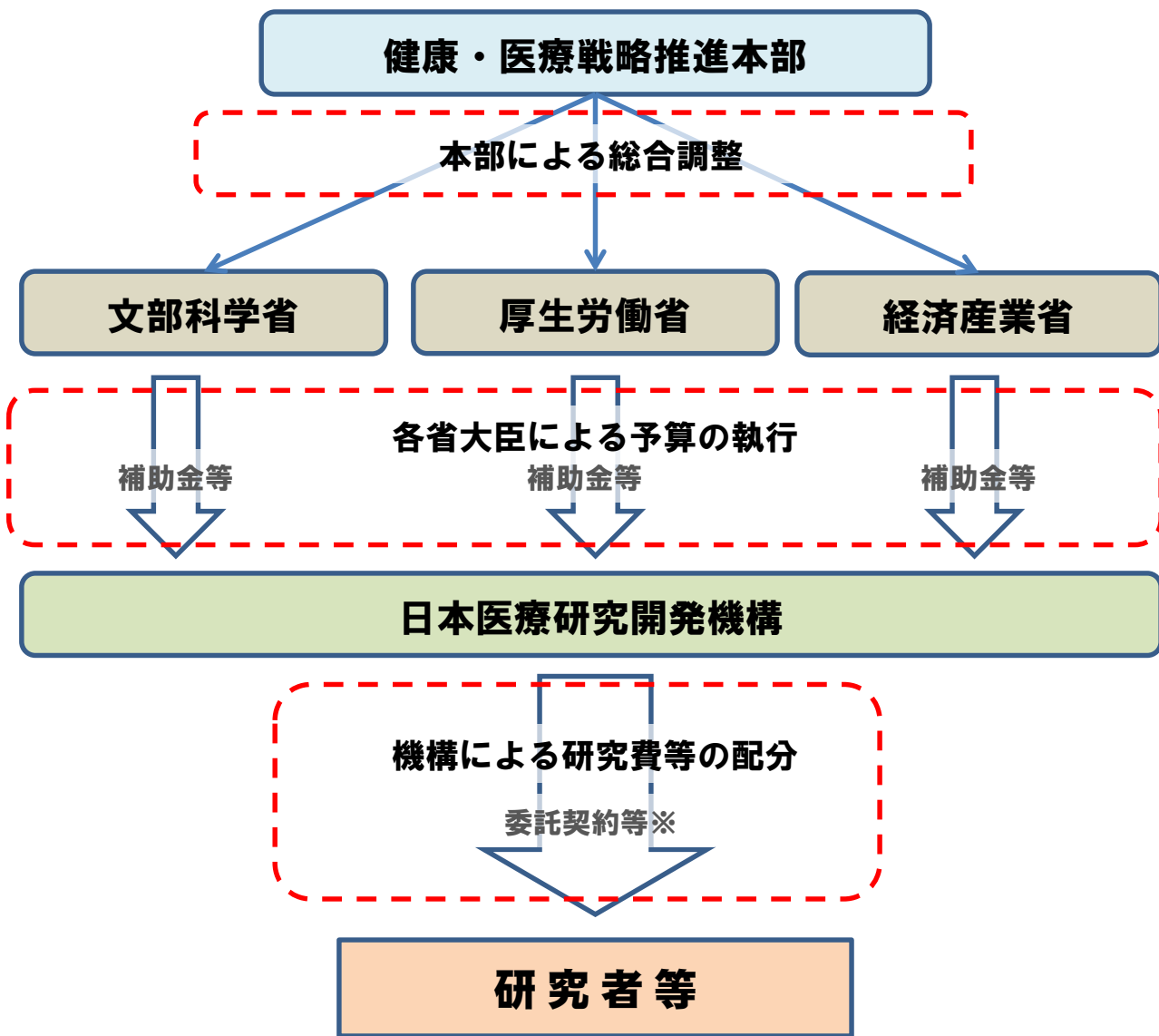
※ 国立高度専門医療研究センター(NC)、理化学研究所、産業技術総合研究所、国立感染症研究所等

研究を臨床につなげるため、国際水準の質の高い臨床研究・治験の確実な実施

医療分野研究開発推進計画を踏まえた研究の実施

3. 予算について

日本医療研究開発機構における予算の流れ



本部は、予算配分の方針（推進法 §21三）を決定
（具体的なスキームは、本部で決定。）

3省は、本部の予算配分の方針に基づき、所要の予算を要求。

3省は、機構に対して補助金等を交付

機構は、3省から交付された補助金等を受け、国の戦略に基づき基礎研究から実用化まで切れ目なく医療分野の研究開発を推進するために、研究費等を配分

研究者等は、機構と締結した委託契約等に基づき研究開発を実施

※ 機構は、研究者等との間で委託契約等を締結し、研究費等を配分

平成27年度 医療分野の研究開発関連予算のポイント

- 「日本医療研究開発機構対象経費(※)」は、平成26年度予算が1,215億円に対し、平成27年度は1,248億円と33億円(2.7%)の増額。

※ 平成27年4月1日に設立予定の「日本医療研究開発機構」に集約される予算

- 「インハウス研究機関経費(※)」は、平成26年度予算が740億円に対し、平成27年度は723億円と16億円(▲2.2%)の減額。

※ 国立高度専門医療研究センター、理化学研究所、産業技術総合研究所等の国の研究機関が自らに措置された運営費交付金等で実施する研究開発に係る予算

| | 27年度決定 | 26年度当初 | 対前年度 | |
|----------------|--------------------------|--------------------------|-------|-------|
| | | | 増▲減額 | 増▲減率 |
| 日本医療研究開発機構対象経費 | 1,248億円 (文598、厚474、経177) | 1,215億円 (文570、厚476、経169) | 33億円 | 2.7% |
| インハウス研究機関経費 | 723億円 (文211、厚429、経84) | 740億円 (文200、厚455、経85) | ▲16億円 | ▲2.2% |

▶ 上記経費に加え、内閣府に計上される「科学技術イノベーション創造推進費(500億円)」のうち35%(175億円)を医療分野の研究開発関連の調整費として充当見込み。

※ 精査により計数に異動が生じる場合がある。

主な取組

1. 医薬品・医療機器開発への取組

① オールジャパンでの医薬品創出

256億円＜機構211億円、インハウス45億円＞

- 新薬創出に向けた支援機能の強化を図るとともに、革新的医薬品等の開発を推進する。

② オールジャパンでの医療機器開発

145億円＜機構＞（一部再掲）

- 医療ニーズに応える医療機器開発とその支援体制を整備する。

3. 世界最先端の医療の実現に向けた取組

① 再生医療の実現化ハイウェイ構想

143億円＜機構＞

- 平成27年度末までに更なる研究課題の臨床研究段階への移行を目指すとともに、再生医療等製品開発を促進する。

② 疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト

74億円＜機構59億円、インハウス16億円＞

- 臨床応用に向けたバイオバンク・ジャパンと国立高度専門医療研究センター等との共同研究を推進する。

2. 臨床研究・治験への取組

● 革新的医療技術創出拠点プロジェクト

106億円＜機構＞

- シーズへの支援を基礎研究段階から実用化までシームレスに実施できる拠点を医療法の成立も踏まえ強化・充実を図るとともに、革新的医療技術の実用化を促進する。

4. 疾病領域ごとの取組

① ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト

162億円＜機構＞（一部再掲）

- がん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づき加速する。

② 脳とこころの健康大国実現プロジェクト

68億円＜機構＞

- 認知症・精神疾患等の克服に向けた取組を加速する。

③ 新興・再興感染症制御プロジェクト

58億円＜新独法41億円、インハウス17億円＞

- 病原体全ゲノム情報等の集積・解析等を一層推進し、薬剤ターゲット部位の特定等に繋げる。

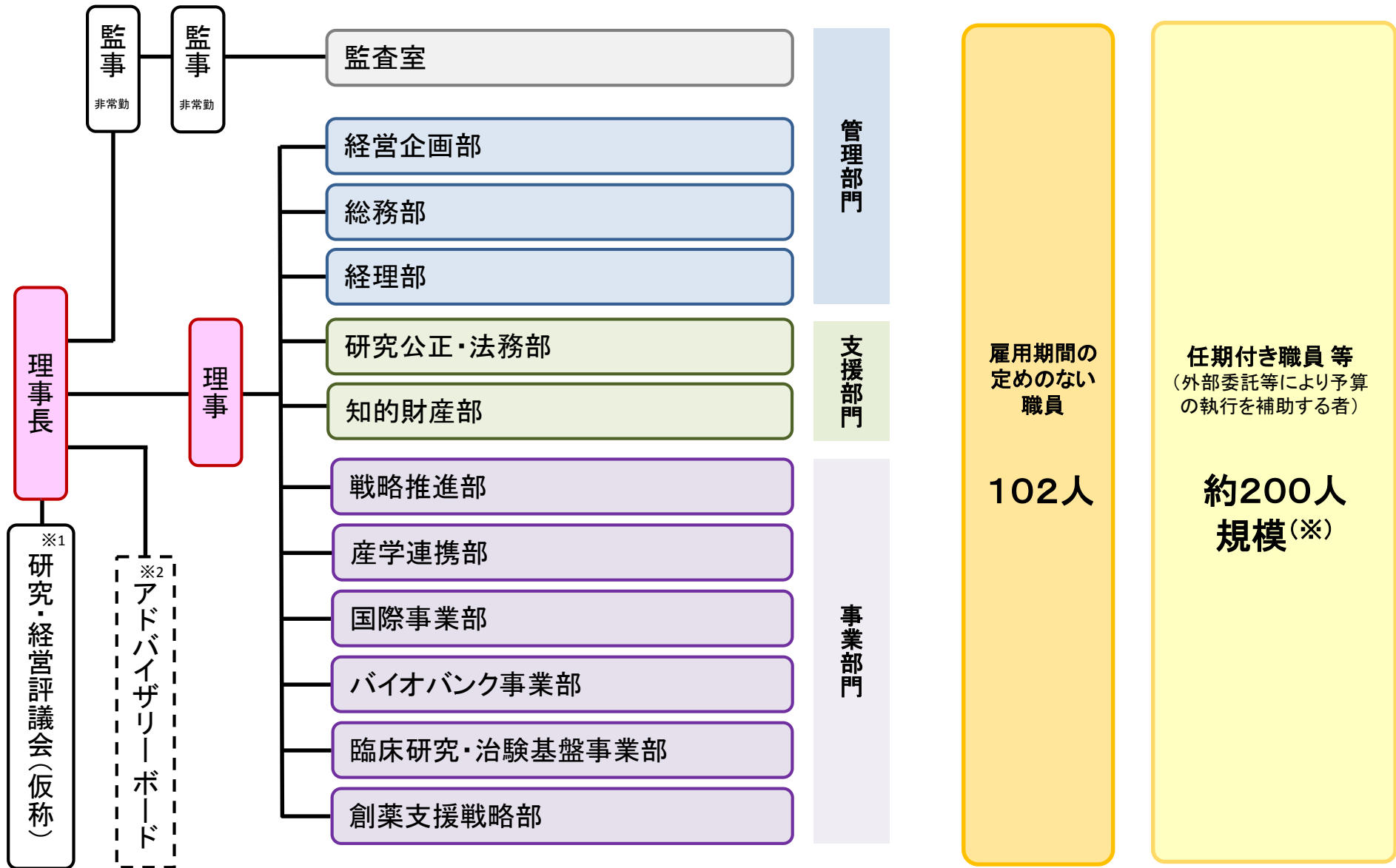
④ 難病克服プロジェクト

96億円＜機構＞（一部再掲）

- 平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立したことを踏まえ、研究開発を一層推進する。

4. 体制について

日本医療研究開発機構組織体制について



※¹ 研究・経営評議会 …… 研究の実施を含む機構の運営に関する重要事項に関し、理事長に対し助言等を行う組織

※² アドバイザリーボード …… 医療現場、産業界、研究者、患者等からの様々なニーズの把握のため理事長の下に置かれる会議

※ 事業の予算規模等に応じて、変動し得る。

日本医療研究開発機構の役員について

○ 日本医療研究開発機構においては、理事長1名、理事1名、監事(非常勤)2名を置くこととなっている。

○独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)(抄)

(役員)

第7条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2名を置く。

2 機構に、役員として、理事1人を置くことができる。

○ このうち、理事長及び監事については、内閣府の主任の大臣として内閣総理大臣が、理事については理事長が任命することとなっている。

○独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(法人の長及び監事となるべき者)

第14条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

第20条 3 第18条第2項の規定により置かれる役員は、第1項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

○独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)(抄)

(主務大臣等)

第18条 (略)

2 機構に係る第8条(附則第4条において準用する場合を含む。)並びに通則法第14条及び第20条並びにこの法律第13条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する通則法第23条第1項における主務大臣は、内閣総理大臣とする。

○ 機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者については、先般、内閣総理大臣が指名。

理事長となるべき者: 慶應義塾大学医学部長 末松 誠 氏

監事となるべき者 : 公認会計士 間島 進吾氏

お茶の水女子大学ヒューマンウェルフェア

サイエンス研究教育寄附研究部門教授

室伏 きみ子氏

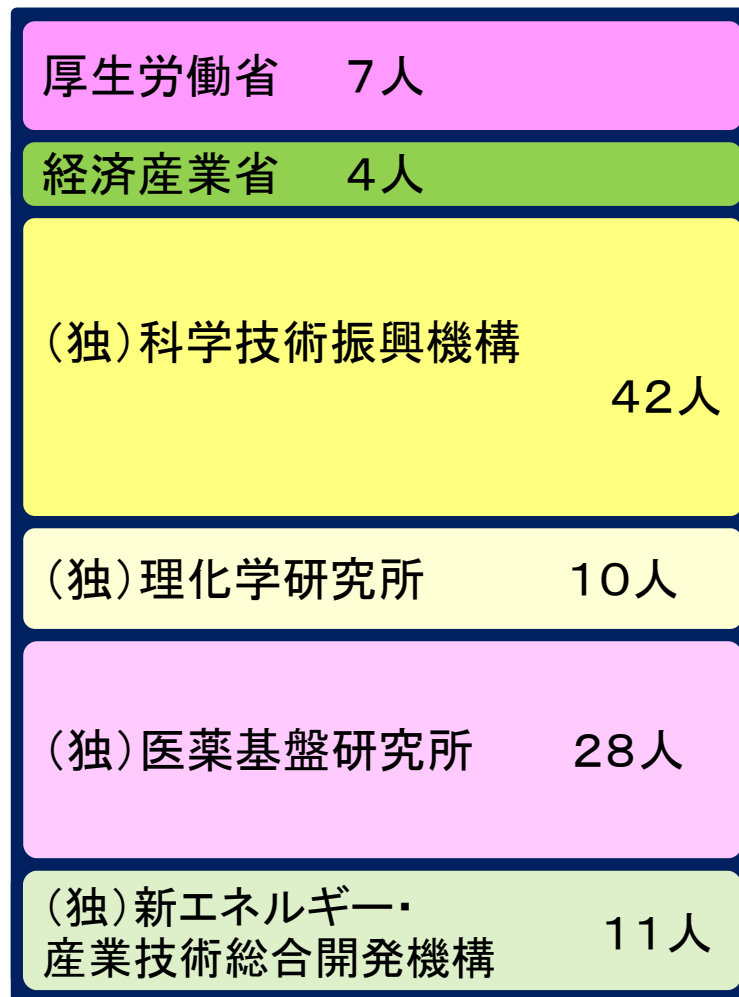
(平成26年10月31日付)

日本医療研究開発機構の職員数及びその移管元

日本医療研究開発機構



移管元(平成26年度)



102人

(注) 上記は雇用期間の定めのない職員。

(注) 上記の他、外部委託等により予算の執行を補助する者を含めて事業を運営(約200名程度)。

(注) (独)医薬基盤研究所は、(独)国立健康・栄養研究所と統合予定。

參考資料

健康・医療戦略の推進体制

